

令和5年9月13日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：①林地開発許可について

②「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」の改正について

令和5年9月25日

議事録署名人 ■ ■ ■ ■

事務局 (大野課長代理)	定刻となりましたので、令和5年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を開催します。 森林保全課の大野です。よろしくお願いいたします。 本日は、個別諮問案件1件および「静岡県林地開発許可基準及び一般事項」の改正の御審議と、前回、令和5年度6月林地保全部会における指導事項への対応報告1件及び包括諮問案件1件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと思います。 それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から御挨拶申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (大野課長代理)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。 今泉部会長、よろしくお願いいたします。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めます。 委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。 続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (大野課長代理)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (大野課長代理)	委員の皆様には、予め黄色のファイルの「令和5年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会資料」を郵送しております。また、水色のファイルの「例規集」を机に置いております。

	<p>資料は、お手元にごございますでしょうか。</p> <p>また、当日の追加資料として事前にデータで送付させていただいた「林地開発調書の記載内容」、「個別案件1の全景写真及び平面図」、「希少動植物調査報告書」を印刷し、配布しております。</p> <p>リモート参加の方におかれましては、事前送付させていただいたデータにより上記資料を閲覧願います。</p> <p>よろしければ、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員5人に御出席いただいておりますが、■■委員が13時から14時45分までの御出席になるため、定足数からは除外させていただきます。</p> <p>本日の出席数は委員4人となり、静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p>
今泉議長	<p>本日は、前回の森林審議会林地保全部会における指導事項への対応報告が1件、個別諮問案件が1件、包括諮問案件が1件とのことです。</p> <p>委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしておりますが、■■委員が本日欠席のため、■■委員にお願いいたします。</p> <p>それではまず、前回の審議会における宿題への回答を事務局から説明してください。</p>
事務局 (森主査)	<p>前回の審議会において、林地開発調書の審査項目「放流管」の記載内容が分かりづらいとの御指摘がありました。</p> <p>御指摘を受け、基準値の欄に、水を流すのに必要な断面積および計画放流量、計画地の欄に、設置を計画する放流管の3/4断面積および放流管の流下能力を記載するよう内容を変更します。</p> <p>前回審議会の宿題への回答は以上になります。</p>
今泉議長	<p>皆様よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続いて、次第2の報告事項の令和5年度6月林地保全部会における指導事項に対する報告について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (大野課長代理)	<p>黄色のファイル、インデックス「報告」の「令和5年度静岡県森林審議会第1回林地保全部会における指導事項一覧」を御覧ください。</p> <p>静岡市葵区腰越の「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」について、林地保全部会でいただきました指導事項に対する事業者</p>

	等からの回答を報告します。
事務局 (上原主査)	(指導事項への対応状況の説明)
今泉議長	それでは、続いて、議案 個別諮問案件の審議に移ります。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (大野課長代理)	黄色のファイルのインデックス「個別諮問」、「議案・林地開発許可について」を御覧ください。 本件は、今回、開発行為の区域の拡大に係る森林の面積が、個別に諮問した後に5ヘクタール以上になることからお手元の例規集インデックスの3番にあります諮問の取り扱い基準第1の(2)イに該当し、個別諮問となるものです。 それでは、審査を行いました賀茂農林事務所からご説明します。
賀茂農林事務所 (松永主査)	(説明)
今泉議長	ありがとうございました。 ただいまの御報告に対しまして、質問や御意見がある委員の方がいらっしゃいましたら挙手の上で御発言ください。
■■委員	資料の読み取り方についての確認です。資料 20 ページNo.22 地点の横断面図の右側の保全区域の幅が 5m程度しか見えないように見えますが、資料 26 ページの全体緑化計画平面図を見ると残置森林の幅が結構あるように見えます。これはどのように読み取ればよいですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	図面の不整合です。申し訳ありません。 周囲に 30m以上の残置森林を設ける計画となっていますので、実際には、資料の横断面図のより右側まで保全区域になります。
■■委員	それは修正していただいた方がよいと思います。 とりあえず読み方は理解できました。
今泉議長	その他御意見はございますか。
■■委員	新規開発地の平坦地にはヒノキを植栽すると記載があります。 林業をされているというわけではないと思いますが、なぜヒノキなのでしょう。
賀茂農林事務所 (松永主査)	地元の林業事業者の方に相談したところ、ヒノキのポット苗が土質に合い、活着も良いのではないかとアドバイスを頂いて計画をしたところです。
■■委員	活着という視点も非常に大事だと思いますが、場所的にホテルにも近いので、「見る森」として景観を考えて広葉樹で行うことも検討

	<p>してもよいのかなと思います。</p>
<p>■■委員</p>	<p>今の件に関連して。そもそもヒノキの植林は、表層土が残っている箇所に行うものであり、この場合は土壌が全てなくなっているところに植え込んでいるので、植栽を行うには植栽基盤である土壌が必要という認識を持っていただきたい。</p> <p>土壌がない場合にどう緑化していくかという点ですが、先駆性の樹種を植え込んでいく、昨日現地に入ったところだと、ヤナギ、ネムノキ、アカメガシワなどがあり、そういったもので緑化していくことが必要。自然界の法則に則って緑化するという点をしっかりと指導してもらいたい。</p> <p>それからヒノキを人工林として育てていくということですが、例えば森の力再生事業では管理放棄された人工林が県内で増えていることが問題になっています。そういったことを考えると、手入れをしなくても少なくとも森林に戻せるということであれば、ヒノキ以外、人工林以外での植生もありえるということを指導していきたい。</p> <p>その際には、現在ある木々の根株を活かした株移植はかなり活着しやすいものを含んでいるので、表層土とともに根株を移植する、あるいは在来の先駆性の樹種を活かすということをしかりと指導していただきたい。</p>
<p>賀茂農林事務所 (松永主査)</p>	<p>どうやって緑化していくかという話の中で、貴重な御意見をいただいたので、今後の指導に役立てていきます。</p>
<p>■■委員</p>	<p>是非お願いしたいと思います。</p> <p>周辺部に残置森林を設けることに関して、今回の新規区域では幅30mを確保していますが、既存の採石場では確保できていないというのは、無理な所に無理な植栽をしているということも一つの原因になっていると思います。</p> <p>表土及び根株を利用するという点をしっかりと今後指導を続けてもらいたい。そのことが、環境保全等にも寄与してくると思うので、是非ともよろしくお願いします。</p>
<p>■■委員</p>	<p>2人の委員から植栽の樹種についてコメントを頂きましたが、私も同じように感じました。</p> <p>ヒノキが現地の土質に合っているということでしたが、そもそも土壌がない状態で、土質に合うという業者のコメントが適切であるかどうか気になりました。</p> <p>ポット苗で植えたところは良いかもしれませんが、周囲に土壌がなければ、その後ヒノキが成長することができないので、採石場と</p>

	<p>いう現地の状況を十分に考慮した樹木の選定が必要だと思えます。</p> <p>また、人工林の箇所もありますが、天然林の部分が多くなっている現地の状況を踏まえると、天然林を伐採して人工林を植えることが果たして環境の保全に繋がるのかという考え方もあると思えます。</p> <p>そのため、緑化の樹種についてはもう一度検討してもらいたいと思えます。</p>
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	その他御意見ございますか。
■■委員	<p>■■委員のおっしゃった点が私もすごく気になっています。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>また、地元の区から川に濁った水がでないよう監視をしっかりとしてくださいという要望が出されています。</p> <p>(非開示情報) こういった地域から出ている要望がしっかりと守られるようお願いしたいと思えます。</p>
今泉議長	その他いかがでしょうか。
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	その他いかがでしょうか。
■■委員	<p>斜面の安定性についてです。</p> <p>斜面の傾斜を 60 度にするのは、基準通りではあるのですが、既に砂利の採取を行っている場所を見ると 60 度でも崩れているところがありましたので、崩れた場合は速やかに斜面を安定化させて、緑化に努めることが必要であると感じます。</p> <p>特に伊豆半島は地質が脆弱で、崩れやすい場所だと思うので、安定性についても十分に配慮して頂くことが必要と思えます。</p>
賀茂農林事務所 (松永主査)	残壁の安全等については土木事務所と一緒に毎年定期査察を年 2 回行っていますので、崩壊地の対策について確実に指導を行ってまいります。
今泉議長	その他いかがでしょうか。
■■委員	<p>3 点植物関連です。</p> <p>1 点目、斜面への吹付種子としてメドハギ、ススキ、ヨモギということでした。郷土個体を保全する趣旨から在来の種子で吹付が行われてほしいと思えますが、在来種の入手が非常に難しいという状況のもと、これはどこの種子を用いるのでしょうか。</p> <p>2 点目、(非開示情報)</p> <p>3 点目、同じページに植生調査について記載されていますが、植</p>

	<p>生調査はどのような群落があったか等を規模・位置と共に示すものです。報告書にはほぼ種の話しか書かれていませんので、植生図と群落名をセットで記載してもらいたいと思います。</p> <p>植生調査というのは一体どういうものなのかというのをしっかりと他のアセスメント資料等を参考にして頂いた上で、今後の林地保全部会では資料を提出して頂きたい。</p>
<p>賀茂農林事務所 (上田課長)</p>	<p>1点目の種子について回答します。</p> <p>メドハギ・ススキに関しては、国内生産分があるとの回答を頂いています。</p> <p>ヨモギについては、日本の種を中国に持っていき、そこで生育したものを持ってきているという回答でした。</p> <p>遺伝子的には問題ないと思ったのですが、環境省の回答だと一度でも外に出たら駄目だということになっています。</p> <p>本件についてはメドハギとススキで対応する予定でしたが、今回先生が言われますとおり、国産在来種の種が望ましいと思います。</p> <p>意見など付して頂ければ事業者への指導に反映してまいります。</p>
<p>賀茂農林事務所 (松永主査)</p>	<p>(非開示情報)</p>
<p>事務局 (森主査)</p>	<p>3点目の植生調査について回答します。</p> <p>これについては、自然保護課とも相談しながらどのように進めていくべきか検討させていただきます。</p>
<p>■■委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>是非よろしく願います。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>その他御意見ございますか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>沈砂池について質問です。</p> <p>本設のA沈砂池と仮設のB沈砂池があり、面積はB沈砂池の方がかなり大きいという状況です。</p> <p>現地調査の際に、B沈砂池から放出される水が、非常に細かい粒子を有して白っぽく濁っていたのが気になりました。</p> <p>現地で尋ねたところSS濃度の測定はA沈砂池では行っているが、B沈砂池では行っていないようでした。仮設ではあろうと、大面積を占めるB沈砂池の方でもSS濃度を測るべきではないでしょうか。</p>
<p>賀茂農林事務所 (松永主査)</p>	<p>水質調査を担当している賀茂健康福祉センターの環境課とも相談しまして、対応を検討させていただきます。</p>
<p>■■委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>仮沈砂池だから水質調査を行わないという姿勢を今後も続けてい</p>

	くと、下流側で問題になったときに厳しい指摘にも繋がるかと思 いますので是非検討をお願いします。
■■委員	水質調査は、現在 A 沈砂池を対象にしているということですか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	沈砂池のうち個別で調査対象にしているのは A 沈砂池のみです。 ただし、深田川の下流側においても、水質調査を行っていますので B 沈砂池の影響も把握できるものと考えています。
■■委員	下流側の河川でもですか、分かりました。 また、B 沈砂池は仮設ですが、将来的にはどうなるのでしょうか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	沈砂池の容量を拡大し、本設の沈砂池にする計画です。 なお、A 沈砂池はこのままの形になります。
■■委員	分かりました。
今泉議長	その他御意見ございますか
■■委員	景観についてです。 宇久須集落の中心からは事業地は見えないという説明だったのですが、西側のクリスタルパーク周辺からは事業地が見えるのではないのでしょうか。
賀茂農林事務所 (松永主査)	確認していなかったため、確認するようにします。
■■委員	クリスタルパークは、地域にとって重要な観光の場所になっている と思うので、そこからの景観は重要であろうと思います。
今泉議長	その他いかがでしょうか。 御意見も出尽くしたようなので、答申の取りまとめに移りたいと 思います。 意見として多かったのは、ヒノキの植栽に関してだと思います。 ヒノキを植栽することが適切なのか、別の樹種を検討した方がよい のではないかという意見が多く聞かれたように思います。
■■委員	(非開示情報)
■■委員	可能であれば在来広葉樹としてもらいたいです。
今泉議長	(非開示情報) 次に伐採の時期について考慮を要するのではないかという意見も ありました。
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	(非開示情報)
■■委員	私が申しあげました山腹崩壊についても附帯意見として、「山腹崩 壊が発生した場合は、速やかに斜面の安定化を行うとともに、緑化 に努めること」をつけさせてもらいたいです。

今泉議長	ほか、河川の濁りについても御意見がございました。 指導事項として、「河川の濁りについて、関係課と連携の上モニタリングを継続して実施すること」でいかがでしょうか。
■■委員	濁りもそうですが、B 沈砂池が仮だということで、面積が大きいにも関わらず A 沈砂池の方で調査が行われていることが少し問題かと思いました。文面に問題はありますが、協議の際に参考にして頂きたい。
■■委員	2点書いていただきたいことがあります。 1点目は、開発時に出てくる表土及び根株を早期緑化の材料として出来る限り有効活用して頂きたい。 2点目は、種子吹付に際しては、遺伝子多様性の観点から郷土個体の利用を検討してもらいたい。
■■委員	後は、景観についてもどこかに入れたいと思います。 既に項目が多くありますので、さきほどの早期緑化と合わせて、「景観の保全のため早期緑化を図るとともに、開発時に発生する根株や表土を緑化の材料としてできる限り有効利用すること」としたいと思います。
今泉議長	その他ございますか。
■■委員	(非開示情報)
今泉議長	他はいかがでしょうか。 それではまとめます。 付帯意見として、 ・(非開示情報) ・山腹崩壊が発生した場合は、速やかに斜面の安定化を行うとともに、緑化に努めること ・景観の保全のため早期緑化を図るとともに、開発時に発生する根株や表土を緑化の材料としてできる限り有効利用すること(※) 指導事項として、 ・(非開示情報) ・河川の濁りについて、関係課と連携の上モニタリングを継続して実施すること ・種子吹付に際しては、遺伝子多様性の観点から郷土個体の利用を検討すること ・(非開示情報) 今後事務局との調整の中で細かな言い回し等は修正があるかもし

	れませんが、全体の趣旨としてはこのような形で委員の皆様方よろしいでしょうか。
■■委員	(非開示情報)
事務局 (森主査)	指導事項を事業者に伝えた際に、事業者としては対応しかねる文言になってしまうかもしれません。
今泉議長	(非開示情報)
今泉議長	■■委員、そろそろお時間ですが大丈夫でしょうか。
■■委員	これで失礼させていただきます。(退出)
今泉議長	では、以上を答申とした上で、議案、西伊豆町宇久須における土石の採掘(碎石)に係る林地開発許可申請については、『森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号の規定に該当しないと認められる』ということ で答申します。
今泉議長	それでは続いて、議案 林地開発許可基準および一般事項の改正 について に移ります。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (森主査)	(説明)
今泉議長	ただいまの事務局からの説明に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	盛土の安定計算について、単に「間隙水圧を考慮すること」とな っていますが、「地下水位を考慮した上で間隙水圧を考慮すること」 にした方が斜面の安定性を考える上では良いのではと思います。 検討いただければと思います。
事務局 (森主査)	検討させていただきます。
今泉議長	事務局から■■委員の事前質問に対する回答がありました。それ でよろしかったでしょうか。
■■委員	行政指導であるので、望ましいという表現にしているとのことで 納得できました。 実際には申請者に指導をして頂いているとのことでしたので指導 を続けていってもらえたらと思います。
事務局 (森主査)	ありがとうございます。 引き続き事業者への指導を続けてまいります。
■■委員	今回の改正は、別記も対象でよろしかったでしょうか。
事務局 (森主査)	はい。

■■委員	本質とは関係がないとは思いますが、別記の中の数式の記号の使い方で統一がなされていなかったり、下付けにすべきところがされていなかったりという点がありました。こちらについては、後程指摘をさせていただきます。
事務局 (森主査)	よろしく申し上げます。
今泉議長	その他ございませんか。 それでは私から1点指摘をさせていただきましたが、それについては別途検討頂くということで、「静岡県林地開発許可基準及び一般事項の改正については、原案のとおり認める」ということで答申します。
今泉議長	続いて、包括諮問案件について案件の説明および答申報告をお願いします。
事務局 (大野課長代理)	包括諮問案件につきまして、答申内容を御報告します。 まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。 なお、今回は1件、報告いたします。 包括諮問のインデックス、磐田市大久保における「工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)」について審査機関である磐田市から御説明します。
磐田市 (出沢主事)	(説明)
事務局 (大野課長代理)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、本件に対する付帯意見、指導事項はありません。
今泉議長	ただいまの報告に対して、質問や御意見がある場合は、挙手したうえで発言してください。
■■委員	廃棄物処理場の跡地ということでしたが、周辺が茶畑で、その水を吸い上げることへの影響、土壌汚染とかそのような問題はないのでしょうか。ソーラーパネルを置くことによって、雨水が流れて周辺の茶畑等に汚染物質等が流れるといったそのような心配はないのか気になりました。 また、造成森林として植栽する常緑広葉樹の樹種を教えてください。
磐田市	土壌汚染に関しては、産業廃棄物処理場を閉鎖した段階で水質に

(出沢主事)	<p>ついて調査をしています。</p> <p>基準値以下であることを確認していますので、問題ないと考えています。</p> <p>樹種については、あまり高いものを植えると採光に影響がでると言われていますので、マサキ・アオキ・ナワシログミ等の樹高が高くないものを検討していると聞いております。</p>
■■委員	分かりました。
■■委員	調整池の上にもパネルを置くのですか。
磐田市 (出沢主事)	そのような計画になっています。
■■委員	パネルの下が空洞になっている形ということですか
磐田市 (出沢主事)	<p>パネルの下は空洞になっています。</p> <p>ただし、柱の分は調整池容量の計算時に控除して計算しています。</p>
■■委員	分かりました。
今泉議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>特に意見はないようですので、以上で、包括諮問の質疑応答は終わります。</p>
今泉議長	最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (大野課長代理)	<p>次回の林地保全部会の開催予定について御説明します。</p> <p>次回の林地保全部会は、森林審議会本会と同日の開催となり、現在、12月18日(月)の開催で調整を行っています。</p> <p>また、現地調査を、審議会の前の週にお願いしたいと考えています。詳細な日程については後日調整させていただきますので、御協力のほどよろしく申し上げます。</p> <p>なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了承ください。</p>
今泉議長	事務局からの連絡事項は、以上でよろしいですか。
事務局 (大野課長代理)	以上です。
今泉議長	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への付帯意見(指導事項)に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■委員の署名を受けてください。</p>
今泉議長	事務局から他に何かありますか。

事務局 (大野課長代理)	特にありません。
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (大野課長代理)	今泉部会長、ありがとうございました。 以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (大野課長代理)	以上をもちまして、令和5年度静岡県森林審議会第2回林地保全部会を閉会します。

(※)「景観の保全のため早期緑化を図るとともに、開発時に発生する根株や表土を緑化の材料としてできる限り有効利用すること」の項目は、部会長と事務局との調整の結果、付帯意見から指導事項へ答申項目を変更した。